

第1回 寝屋川市保育所民営化に係る 事業者選定委員会会議録

1 日時

平成25年10月30日（水）午後2時～午後4時

2 場所

保健福祉センター4階 セミナー室

3 出席委員（4名）

安藤委員、高橋委員、木村委員、森田委員

4 欠席委員（1名）

吉本委員

5 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 副市長挨拶
- (3) 委員自己紹介
- (4) 委員長及び副委員長選出
- (5) 選定委員会の趣旨
- (6) 選定委員会の公開・非公開と個人情報の取扱い
- (7) 事業者の応募状況
- (8) 選定委員会の進め方と日程等
- (9) 選定基準と点数配分等
- (10) その他

会議録

司 会：ただいまから、「寝屋川市立保育所民営化に係る事業者選定委員会」を開会する。この委員会の委員長が決まるまでの間、司会をさせていただく。開催に先立ち、各委員へ委嘱状の交付をする。

<委嘱状の交付>

司 会：なお、吉本政弘委員が欠席となっている。開催にあたり、太田副市長からご挨拶申し上げる。

<太田副市長 挨拶>

司 会：副市長はこの後、公務があるので、ここで退席させていただく。

<副市長退席>

司 会：今回ははじめての委員会なので、委員の皆様のご紹介をさせていただく。簡単な自己紹介をお願いしたい。お手元の資料3「寝屋川市立保育所民営化に係る事業者選定委員会規則」を覧いただきたい。委員構成については、第3条に規定しているが、まず、第1号児童福祉に関し識見を有する委員として、京都文教短期大学教授の安藤和彦委員。

安藤委員：京都文教短期大学の安藤です。幼児教育に努めまして、約45年になります。今後も勉強していきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

司 会：同じく、児童福祉に関し識見を有する委員として、奈良文化女子短期大学講師の高橋千香子委員。

高橋委員：高橋と申します。奈良文化女子短期大学で講師としてこの4月から幼児教育に携わっておりますが、この3月までは寝屋川市の家庭児童相談室で家庭相談員として勤務しておりました。寝屋川の状況は、相談の現場から見えてくるものがあつたかと思うので、その経験を生かして、この選定委員は初めてですが、ご迷惑をかけないよう頑張っておりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

司 会：続いて、第2号法人会計事務に関し専門的知識を有する委員として、木村典嗣委員。

木村委員：初めまして、木村典嗣と申します。税理士と呼ばれていると思えますが、現在は支部の研修委員長をさせていただいております。事務所が寝屋川市にありまして、開業して11年目になります。法人会計についてご意見等させていただきたいと思えます。うちにも3歳の子どもがいるので、そういう目でも見ていきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

司 会：続いて、第4号寝屋川市立保育所の所長の森田恵美委員。

森田委員：たんぼぼ保育所の所長をしております。かえで保育所民営化の時には所長をしていました。前回に引き続き選定委員ということで、より良い保育を引き継いでいただける所を探していけたらと思えます。いろんなご意見を聞かせていただいて、また少しでもお役に立てればと思えます。よろしく願いいたします。

司 会：なお、本日は欠席となっているが、第3号寝屋川市の区域内の民生委員・児童委員の吉本政弘

委員がおられる。本日は5名中、4名出席していただいている。本規則第5条第2項の規定に基づき、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは、会議に入る前に、本規則第4条第1項により、委員の皆様の互選により委員長の選出をお願いしたい。どなたか委員長をご推薦いただけないか。

委員：安藤先生が、長らく選定委員をされているということなので、お願いしたい。

司会：それでは、委員長に安藤委員ということで、ご異議はないか。よろしければ、拍手をもってご承認をお願いします。

<委員の拍手>

司会：それでは、安藤委員に委員長をお願いします。続いて、副委員長の選出をお願いします。副委員長については、本規則第4条第3項、「委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する」と規定してある。どなたか副委員長をご推薦いただけないか。

委員：去年も選定委員をされている森田委員さんをお願いしたらいかがか。

司会：それでは、副委員長に森田委員ということで、ご異議はないか。よろしければ、拍手を持ってご承認をお願いします。

<委員の拍手>

司会：それでは、森田委員に副委員長をお願いします。以後は、本規則第5条第1項に基づき、委員長が議長となり、会議の進行を行っていただく。私は、これで司会を終了させていただきます。

委員長：ただ今、皆さまのご推薦により委員長に就任した安藤です。議事進行にあたり、委員の皆様の協力をお願いして進めてまいりたい。それでは、次第に沿って議事を進める。次第5「選定委員会の趣旨」についてだが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、本委員会の趣旨について説明させていただきます。資料2をご覧ください。本委員会は、平成25年4月1日から改正施行された寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置されたもの。本条例の別表（第2条関係）にお示ししているが、この委員会は、寝屋川市立保育所の民営化により民間保育所等を設置し、及び運営する社会福祉法人等の選定に関する事務を行っていただく。本市が事業者の選定・決定をするにあたり、委員の皆様方に、選定基準や選定に関し、情報を交換していただくのと同時に、応募事業者の保育の実施、管理運営などを総合的に評価していただき、事業者を選定した結果を市長へ報告していただく。委員の皆様方におかれては、本市の将来の保育行政という視点からご発言いただき、応募事業者の検討をしていただきたい。

委員長：ただ今の趣旨説明の中で、何かご質問はないか。

<質問なし>

委員長：続いて次第6「委員会の公開・非公開と個人情報の取扱い」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料4の「審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」をご覧ください。第7項に会議

の公開について規定されており、原則は公開だが、同項第2号に「寝屋川市情報公開条例第6条第1項各号に該当する不開示情報を、会議の資料又は、議題とし、審議する場合」は非公開とするとされている。次に、資料5「寝屋川市情報公開条例(抜粋)」をご覧いただきたい。本委員会で、ご検討していただく情報に、不開示情報について情報公開条例第6条第1項第2号アに規定する「法人等に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当するものがある。この規定により、本委員会は不開示情報を取扱う審議会であるため、会議は非公開とさせていただくことを、ご報告する。次に、議事録についてだが、本委員会は不開示情報を取扱う審議会なので、個人情報及び法人の具体的な技術情報や信用情報に係る部分を除くなどの配慮をした上で、要点記録にしたいと考えている。作成した議事録は、毎回、市ホームページに掲載し、公開させていただく。委員の皆様には自由な発言をしていただくために、議事録で委員の皆様方の氏名を出すことは控えたいと考えている。ただし、委員の皆様方の氏名については、透明性確保の点からも、市ホームページで公表をしなければいけないことになっているのでご了承願う。本委員会で取り扱う情報の開示請求への対応については、寝屋川市情報公開条例、寝屋川市個人情報保護条例によるところとさせていただく。選定されなかった事業者の名称、またその事業者を識別できる情報、回答内容等についてだが、これまでは、情報公開に関する審議会答申を受け、不開示情報としていた。しかし、今回より、事業者募集要領に「応募事業者名は、公開します。」と明記しており、ホームページ等で掲載する旨を応募事業者へお伝えしている。したがって、応募事業者の名称やその事業者の応募書類などの情報については、原則、開示情報になり、応募事業者名については、すでに公開している。また、守秘義務違反に関して、地方公務員に対してだが、地方公務員法で「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定されており、「違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。」という罰則規定がある。また、資料3、寝屋川市立保育所民営化に係る事業者選定委員会規則第3条第4項に「委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」とあるように、選定委員の皆様さまに対しても、守秘義務がかかっている。このことを踏まえ、委員の皆様も、本委員会内で知り得た情報の取扱いに関して、十分ご注意願う。また、本委員会中の個人情報の取扱いについてだが、委員会の中でこれらの不開示情報の取扱いや資料の評価をするに当たって、どのように進めていくのかを委員の皆様でご検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いしたい。事務局としては、事業者の検討をしていただくにあたり、委員会の開催時間内だけで、膨大な資料を見て評価していただくのは、困難だと考えている。したがって、別途検討していただく期間として、次回の第2回事業者選定委員会翌日の11月14日(木)から最終の第6回事業者選定委員会前の2月5日(水)の間に自由に見ていただく期間を設けたいと考えている。

委員長：事務局から委員会の公開・非公開、個人情報の取扱いについての説明があったが、ご意見はあるか。加えて、不開示情報を取り扱う審議会ということで、この委員会は非公開となっている。

議事録に関しては、委員名を伏せた要点筆記を市ホームページにて公開するとなっているが、よろしいか。

<異議なし>

委員長：次に、審議する情報の取扱いについて確認したい。前回の選定委員会では、事業者に関する個人情報を持ち帰りをして、紛失などがあった場合、選定委員としての責任が取れないということで、持ち帰りをせず、各選定委員が、空いている時間に総合センターに来て、応募書類の検討をした。今回もここで預かっていただく形がよろしいか。

<同意>

委員長：事業者の応募書類を毎回持ち帰って、委員会の開催ごとに持参し、誰にも見せずに管理しようとするのは、個人情報の管理面から大変だと思うので、前回と同様にこども室で一元管理していただくということで進めたいと思う。

委員：見に来られるのは、平日だけか。

事務局：平日だけ。

委員長：続きまして次第7「事業者の応募状況」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは資料6をご覧ください。寝屋川市立ひなぎく保育所民営化に係る移管先事業者募集状況について報告させていただく。申込書類の配布は、平成25年9月9日から9月27日まで行った。申込受付は平成25年9月24日から10月11日まで行った。説明会及び現地見学会は、平成25年9月20日に行った。応募事業者は、全部で3者からの応募があった。申込みがあった順に社会福祉法人名と運営保育園名を申し上げる。社会福祉法人むくの会、運営保育園はこっこ保育園。社会福祉法人不易創造館、運営保育園はポータウン保育園、みなまつ保育園、横山きのみ保育園、加茂保育園。社会福祉法人寝屋川福祉会、運営保育園は桜木保育園、上三箇保育園、ひまわり保育園。以上。また、これら3事業者から提出された応募書類と添付書類を本日ご用意している。

委員長：ひなぎく保育所への応募は3事業者であったとの報告があった。事務局から事業者応募状況についての説明があったが、この点について何かご質問はないか。それでは次第8「選定委員会の進め方と日程等」に入る。事務局より進め方の案について説明をお願いします。

事務局：事務局案としては、委員の皆様方に、事業者から提出された書類とヒアリング内容などにより検討、議論していただき、その結果を評価点数表に記入し、それを集計したものを選定結果として、市長に報告することとなっている。その点を踏まえ、資料7「事業者選定委員会開催スケジュール(案)」をご覧ください。本委員会は計6回と現地調査2回を予定している。今後の会議の進め方、選定基準などについて順に確認させていただく。11月13日の第2回の委員会は、まず、ひなぎく保育所の見学に行ってください。保育所見学終了後、こちらへ戻ってきてから、応募事業者からの提出書類を皆様に提示させていただく。その後、委員の皆様、各事業者の保育内容などについて評価・検討をしていただきたいと思います。次に、11月25日の第3回では、ひなぎく保育所の保護者との意見交換会をしていただきたいと思います。

ひなぎく保育所の保護者はこの選定委員会のメンバーには入っていないが、その代わり、委員の皆様との意見交換の場を設けている。直接保護者の思いを聞いていただき、その意見を委員の皆様が選定する際の参考にしていただきたいと考えている。第3回開催後、委員の皆様には事業者の現地調査をしていただく予定になっている。のちほど説明するが、平日2日間を予定している。現地調査をどのような方法で実施するのがいいのか、後ほどご検討いただきたい。次に、1月16日の第4回では、事務局から提示させていただく全事業者共通のヒアリング項目（案）などを検討していただきたいと考えている。その後、1月30日の第5回では事業者へのヒアリングを実施していただく。最後の2月6日の第6回については、今までの書類審査やヒアリングを踏まえ、委員の皆様が各事業者に対して最終の評価点数を記入していただく。事業者選定委員会の開催スケジュールの概要については以上。

委員長：会議の進め方、日程等で何かご質問はないか。

委員：水曜日の午前中2日間になっているが、参加が厳しい。

事務局：今、運営している保育園の状況を審査するのではない。現地調査は参考として行う。場合によっては、欠席という形にさせていただいても。現地調査では写真等を載せた報告書を作成し、お配りするのでそれを見ていただければ。

委員：同じ曜日の同じ時間に抜けるのは大変なのは重々わかる。事務局からの説明があったように、行かなかったからどうこうということはないと思う。

委員長：では、事務局案の通り進めるということでしょうか。

<承諾>

委員長：続いて、現地調査の実施について事務局より説明をお願いします。

事務局：応募してきた事業者の現地調査だが、日程としては、12月4日（水）と12月11日（水）を予定している。多くの情報を収集するために選定委員の皆様は、できる限り参加していただくようお願いする。見学した施設そのものは選定の対象にはならないが、保育内容や施設を通しての保育の考え方などが参考になると考えている。

委員長：改めて現地調査の説明をしていただいた。ご都合がつかない場合は欠席の場合もあると思うが、行かれた方からの意見を参考にさせていただければと思う。現地調査について質問はないか。

<質問なし>

委員長：次に、次第9「選定基準と点数配分等」に入る。評価点数表案について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料8「移管事業者評価点数表（案）」をご覧ください。この点数表では、事業者から提出していただいた応募書類の内容を選定項目ごとに列記し、それぞれ配点を決めさせていただいた。①保育所運営計画が4項目で20点、②保育内容などが3項目で15点、③保育サービスの向上が3項目で15点、④運営が3項目で15点⑤法人の財務内容が10点、⑥ヒアリングなどによる評価が25点と計6項目100点満点で評価していただきたいと考えている。現地調査や第5回のヒアリングなどの評価も含め、第6回の委員会で評価点数を記入し、提出していただき

いと考えている。委員の皆さまには、評価点数表の全体の点数配分や各項目の点数配分についても、この場でご検討していただきたい。

委員長：今の事務局案の説明でご質問はあるか。

委員：財務等は全然わからない。できれば、木村委員に比較表のようなものを作成していただければ。

委員長：まず、評価点数表の項目や点数配分については、これで良いか。これは従来どおりか。

事務局：従来どおり。

委員長：委員会ごとに基準が変わるのもどうかと思うので、これでよろしいか。

<異議なし>

委員長：法人の財務内容について、ほとんどの委員が素人だと思う。委員会のどこかで時間をとって木村委員に財務の説明をお願いしたい。

事務局：木村委員にご負担をおかけするが、そうしていただければありがたい。

委員：資料はこのままか。

事務局：財務内容については別途ある。前回の選考委員会でも作成していただいたが、3事業者の比較ができるような表をお願いしたい。その表で皆様に説明していただいたら非常にありがたい。

委員長：お忙しいところ申し訳ないが、よろしくをお願いしたい。

事務局：第4回の選定委員会の中で、ご説明願いたい。

<了承>

委員長：評価・検討をスムーズに進めるため、事業者ごとではなく、項目ごとに比較検討できるような資料を事務局が作成していただけないか。

<了承>

委員長：次に最終の決定の仕方だが、各委員がつけた点数を単純に積み上げた、合計点数で事業者を選定するという方法があるが、それでよろしいか。何かご意見はあるか。

委員：合計点数をつけた場合、極論なケースがでた時におかしなことになる。例えば、5人の選定委員がいるが、1人の委員が事業者Aを100点にし、事業者B・事業者Cに0点をつけ、他の4人の委員は事業者Bに最高点をつけたが、事業者A・事業者Cにも常識的な点数をつけた場合。点数上は事業者Aがトップになってしまうが、多数決では事業者Bが上になる。この場合はどうするか。こんなことは起こらないと思うが、それと、同点の場合はどうするか。

事務局：例年であれば、基準点を決めていた。5段階評価で、「普通」であれば3点という基準でつけていただければ、極端な点数にはならないかと思う。皆さんの基準点を共通意識として持っていたらいい。

委員：ヒアリング等による評価で25点もある。ここだけで差がつく。

事務局：ヒアリングは、たいした内容でなくても言い方や印象によって良く聞こえたりする。そういう印象を極力外していただいて、言っている内容で評価していただければ。

委員：委員がそれを共通理解として持つということで良いかと思う。ヒアリングであって、プレゼンではない。

事務局：以前に、最高点が同点ということが実際にあった。その時は、事前に同点の場合の扱いについて話し合ってもらっていた。その時は、同点の場合は、最高点をつけた委員の数が多いほうにすると決めていた。今回も決めておいていただければ。

委員長：同じような扱いでよろしいか。

<了承>

委員：事業者が決まってから辞退されることはないか。応募してきたからには受けるというのが一般常識。仮に辞退されたら、やり直さないといけない。今回の選定委員会で、1番と次点と次々点を決めておいてはどうか。

<了承>

委員長：他に心配なことはないか。

委員：まずないと思うが、どこも基準に満たないということはないか。

事務局：ないとは言えない。

委員：事業を初めてされるわけではない。認可を受けた保育所を運営している。起こり得るかどうか。

事務局：保護者の方から、良い事業者が来なかった場合の基準を作ってほしいという依頼があった。基準点を60点とすると、委員の合計点数の基準は300点となる。300点を選定する上での最低基準としたい。

委員：全事業者が300点に達しないことも起こり得る。その場合の手立ては。

事務局：全事業者が最低基準に達しない場合は改めて募集し直すことになる。

委員：書類を見てから考えてもいい。

委員：ざっと見てみたが、法人設立してから25年、35年と運営されている。運営や具体的な中身はわからないが、ずっとやってこられている事業者。

事務局：長らく運営されているということは、その時点で基準のひとり60点は満たしているだろうということの良いかと思う。

委員：今回は事業者が公表される。落ちた事業者が基準以下だというイメージを抱かれると問題。相対的に低かったということにしておかないといけない。また、今回評価するのは我々で第三者評価に左右されてはいけない。もし、第三者評価について書いてあった場合、気になってしまうので、外しておいてもらえれば。

事務局：意識が働くのであれば、外しておく。

委員長：他に気になることはあるか。最低基準300点の件もこれでよろしいか。

<了承>

委員長：その他として何かご意見はあるか。

<なし>

委員長：事務局案では、最後の第6回の委員会で、各委員の評価点数を集計し、委員会として市長への報告書を作成することになっているが、報告書(案)の作成は、事務局一任ということにさせていただくので、よろしく願いしたい。最後に事務局から何かあるか。

事務局：事務局から確認事項がいくつかあるので、この場で確認させていただく。①本日お手元に配付している資料のうち、資料8「移管事業者評価点数表（案）」と事業者の応募書類は、そのままその場に置いておいていただきたい。②応募事業者の提出書類を自由に見ていただく期間は、11月14日（木）～2月5日（水）を予定しているが、来庁可能な日が決まったら事前に事務局までご連絡いただきたい。③先ほど依頼のあった項目ごとの資料の作成は、第2回選定委員会で用意して配付する。④本日、ひなぎく保育所の保護者会から委員の皆様は保護者の意見をまとめたものを預かっているので、お配りする。保護者の皆様がこういうひなぎく保育園を望みますという意見をまとめたものになるので、選考にあたっての参考にさせていただきたい。このアンケートは毎回お持ちいただきたいが、特に11月25日のひなぎく保育所保護者との意見交換会には忘れずお持ちいただきたい。今回は、11月13日（水）午前10時となっているが、ひなぎく保育所へご案内するので、1階のホールに9時45分集合をお願いします。次回からは会議室1・2となっている。本日は、以上。